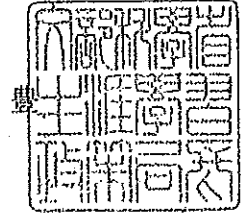


30文科生第143号
平成30年5月28日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省生涯学習政策局長
常 盤



(印影印刷)

平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の
周知等について (依頼)

標記認定試験については、平成29年12月8日付け29文科生第578号「平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の実施について(依頼)」により、各都道府県教育委員会教育長宛てに依頼しているところですが、この度、別添のとおり「平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験取扱要領」を定めましたので、送付します。

については、各都道府県教育委員会教育長におかれては、この認定試験の実施に関し、本取扱要領を域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)教育委員会に周知するとともに、試験期日、願書受付期間等について貴都道府県又は域内の市町村の広報誌等に掲載するなど、受験対象者に対して広く周知されるようよろしくお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校(各種学校を含む。)等に対して、各国立大学法人の長におかれては、その附属の学校に対して周知するなど、受験対象者に対して広く周知されるようよろしくお取り計らい願います。

担当：文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第一係・認定試験第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3267・2024)